

令和6年度ものづくり産業分野人材確保支援事業  
(U I ターンイベント出展・ものづくり現場見学等) 委託業務処理要領

1 目 的

この要領は、委託者が受託者に委託するものづくり産業分野人材確保支援事業 (U I ターンイベント出展・ものづくり現場見学等) 委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

本道のものづくり産業においては、人口減少や若者の道外流出などによる労働力人口の減少や、企業自体又は業務内容についての認知度不足等により、即戦力となる技術的スキルを身につけた人材や新規学卒者の獲得に難航している企業が多い状況である。

このような状況から、首都圏等でのU I ターンイベントでのP Rや、一般求職者、新規学卒予定者を対象とした企業見学会などを通じて、本道のものづくり企業への理解促進及び企業の認知度向上に取り組むことにより、ものづくり企業の人材確保を促し、良質な正社員雇用の創出及び定着を図る。

3 業務内容

(1) 道内ものづくり企業の求人状況の把握等

道内ものづくり企業へのヒアリング等により求人状況や業種、業務内容等の企業情報を把握し、求人情報誌を作成する。

(2) 首都圏等のU I ターンイベントへの出展

首都圏等で開催されるU I ターンイベントに出展し、(1) で収集した企業情報や求人状況等の情報をイベントに参加したU I ターン希望者に提供するとともに、道内ものづくり企業への就職に関する相談に対応する。

- ア 開催時期 令和6年9月～令和7年2月
- イ 開催地 首都圏等 (東京都、大阪府)
- ウ 開催回数 2回

(3) 一般求職者に向けた企業見学バスツアー等の実施

離職者や学卒未就職者などの一般求職者を対象に、ものづくり企業の現場を見学し、社員との意見交換等を通して、業務内容や職場環境への理解を深める「企業見学バスツアー」を企画・立案し、運営する。また、参加者に対し、(1) で収集した道内ものづくり企業の求人情報等を提供する。

- ア 開催時期 令和6年7月～11月頃
- イ 開催地 道央圏
- ウ 開催回数 2回(各2社訪問、参加者20名程度)

(4) 新規学卒予定者に向けた企業見学バスツアー・勉強会、展示会見学の実施

高等学校、高等専門学校、大学等の新規学卒予定者及び進路担当教諭等を対象に、本道のものづくり産業に関する勉強会を開催するとともに、ものづくり企業の現場を見学することにより、ものづくり産業及び企業に関する理解を深める「企業見学バスツアー・勉強会」を企画・立案し、運営する。

また、道内のものづくり企業やその製品・技術力等への理解を深めるため、道内のものづくり企業が多く参加する展示会 (例: 北洋銀行ものづくりサステナフェア2024、北海道ビジネスEXPO

等)の見学を企画・立案し、運営する。

- ア 開催時期 令和6年7月～11月頃
- イ 開催地 企業見学バスツアー・勉強会：道央圏1回、道央圏以外1回  
展示会见学：札幌市
- ウ 開催回数 企業見学バスツアー・勉強会：2回(参加者各回30名程度)  
展示会见学：1回(参加校2校程度)

#### (5) フォローアップ調査

(2)(3)のイベントで情報提供を実施したUIターン希望者や一般求職者に対し、アンケート等を実施し、就業の状況等について調査を行うとともに就職に関する相談に対応する。

- ア 実施時期 各イベント終了後～令和7年2月
- イ 対象者 UIターンイベント参加者及び企業見学バスツアーに参加した一般求職者

#### (6) 事業実施報告書の作成及び提出

上記(1)～(3)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む)

：紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和7年(2025年)2月28日(金)

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

#### (7) 留意事項

上記(2)～(4)の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための適切な措置を講じること。

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

(アウトカム目標) 良質な正社員の雇用 12名以上

- ※ 良質な正社員については、令和6年11月末までに、7名以上の雇用を達成できるように努めること。

### 4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

### 5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書(別記第2号様式)
- イ 収支精算書(別記第3号様式)

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書(別記第4号様式)
- イ 収支計画書(別記第5号様式)

## 6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

## 7 再委託の禁止

(1) 委託者は、次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託者は、委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出させるものとする。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させるものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 委託者は、準委任に属する契約において再委託の手続きを行う場合には、次の事項を受託者に求めるものとし、委託業務処理要領に、当該事項を明示するものとする。

ア 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを前号に定める書面と併せて委託者に提出すること。

イ 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

## 8 中間検査、随時調査及び報告

委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

## 9 委託業務の完了検査等

委託者は、委託業務の処理状況及び経費の執行状況を確認するため、受託者から提出された実績報告書及び収支精算書を公的書類などを用いて速やかに審査するとともに、その他必要に応じ現地調査等を行い、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

実績報告書及び収支精算書の審査にあつては、銀行等の振込受取書の写し等の支払証拠書類及び請求書の写し、契約書の写し等の支払の原因となった書類等について、併せて確認するものとする。

なお、道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額を確定すること。

## 10 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。